

第 10 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 44 年亀岡市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 7 第 2 項第 1 号中「その翌日）」を「その翌日）（保津川水辺公園多目的運動場及び保津川水辺公園バーベキュー場を除く。）」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

| | | |
|----------------|---------|------|
| 保津川水辺公園多目的運動場 | 保津川水辺公園 | 運動施設 |
| 保津川水辺公園バーベキュー場 | 保津川水辺公園 | 休養施設 |

別表第 3 第 3 項に次の 2 号を加える。

(9) 保津川水辺公園多目的運動場

| 使用時間 区分 | 午前9時から午前11時まで | 午前11時から午後1時まで | 午後1時から午後3時まで | 午後3時から午後5時まで |
|--|---------------|---------------|--------------|--------------|
| Aエリア | 300円 | 300円 | 300円 | 300円 |
| Bエリア | 300円 | 300円 | 300円 | 300円 |
| Cエリア | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 |
| 芝生エリア | 800円 | 800円 | 800円 | 800円 |
| パークゴルフエリア | 1人 100円 | 1人 100円 | 1人 100円 | 1人 100円 |
| 備考 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 | | | | |

(10) 保津川水辺公園バーベキュー場

| 使用時間 区分 | 昼間 | 宿泊 |
|--|--------------|----------------|
| | 午前8時から午後5時まで | 午前8時から翌日午後5時まで |
| 一般（中学生以上） | 1人 500円 | 1人 1,000円 |
| 小学生 | 1人 300円 | 1人 600円 |
| 備考 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。 2 この表において「中学生」とは、学校教育法第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいう。 3 この表において「小学生」とは、学校教育法第1条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。 | | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 保津川水辺公園多目的運動場及びバーベキュー場を有料公園施設とし、使用時間及び使用料の規定を新たに設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。